



きずな通信

社会保険労務士法人はしぐち・労働保険事務組合きずな 2025.4月 No.240

✉ takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp

労働保険事務組合きずなの皆さまへ

● 労働保険料年度更新について

労働保険料（労災保険・雇用保険）年度更新の時期になりました。
年度更新では、1年間の賃金総額に基づき納付する労働保険料を算定します。



～ 事業所様にご準備いただく書類 ～

- 令和6年4月分から令和7年3月分までの従業員全員（学生アルバイト等を含む）の賃金台帳。
- 建設業の事業所様は 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに工事が終了した元請工事高（対象事業所様には書類を送付しています、内容をご確認の上4/25迄に返信をお願い致します。ご不明な点がございましたら当事務所までご連絡をお願いします。
- 特別加入者の日額の変更がありましたら担当迄ご連絡下さい。

●4月分給与より雇用保険料率が改定されます。変更をお願いします。

	労働者負担 ①	事業主負担 ②	雇用保険料率 ①+②
一般事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
農林水産事業	6.5/1000	10/1000	16.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000

●高年齢雇用継続給付の各月の給付率が賃金額の15%から10%に引き下げになります。

●2025/4以降自己都合離職者の失業給付の給付制限期間が原則2カ月から原則1カ月に短縮されました。

労災事故を防ぎましょう！！

4月は、新規採用で働き始める労働者が多い時期です。労働災害の発生の傾向をみると、業務に対する知識・経験の不足のため、経験1年以下が30%近くを占めています。労働安全衛生法では、労働災害防止のために基本となる安全衛生教育を、労働者の雇入れ時、作業内容の変更時に一定の項目について実施すべきことを定めています。

【従事する業務に関する安全又は衛生に為必要な事項】



- ・ 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ・ 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ・ 作業手順に関すること。
- ・ 作業開始時の点検に関すること。
- ・ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- ・ 整理、整頓（とん）及び清潔の保持に関すること。
- ・ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

労働災害を発生させないため、労働者が危険を理解し、安全な行動ができるよう十分な安全衛生教育の実施をお願いします。

（当事務所のゴールデンウィークのお休みは 5月3日 ～ 5月6日 です。）